

西目屋村農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 青森県西目屋村

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 6 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 6 年度 ~ 令和 15 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和62年10月1日	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用(令和6年度から法適用予定)
処理区域内人口密度	10.4人/ha	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	5処理区(田代、大白、村市、長面、居森平)		
処理場数	5		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	<p>本村は平成30年度から全市町村を対象に青森県が中心となって進めている広域化・共同化計画において、短期的(5年程度)、中期的(10年程度)、長期的(20年程度)に分けて広域化・共同化の検討を進めているところである。</p> <p>■短期的取組(5年程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遠方監視システムの導入・拡大(ICT化) ・管路台帳システム整備・保守の共同発注 ・設備台帳システム整備・保守の共同発注 <p>■中期的取組(10年程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水処理場維持管理業務委託の共同発注 ・MP維持管理の業務委託の共同発注 ・水質検査の業務委託の共同発注 <p>■長期的取組(20年程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理施設統廃合 <p>西目屋村: 田代地区の処理場を廃止し、弘前市: 東目屋地区に統合する。</p>		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	水量に関わらず1戸につき徴収される基本料金と、使用水量に応じて徴収される超過料金で構成される二部料金制を採用している。基本料金には基本水量が10m ³ 含まれており、超過料金は1m ³ 毎に100円としている。						
業務用使用料体系の 概要・考え方	水量に関わらず基準算定人員五人毎に徴収される基本料金と、使用水量に応じて徴収される超過料金で構成される二部料金制を採用している。基本料金には基本水量が10m ³ 含まれており、超過料金は1m ³ 毎に150円としている。水道水以外の使用の場合、使用者の使用の態様を勘案して、村長が認定した量を使用料としている。						
その他の使用料体系の 概要・考え方	特に規定はない。						
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,200	円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	令和2年度	2,370	円
	令和3年度	2,200	円		令和3年度	2,368	円
	令和4年度	2,200	円		令和4年度	2,026	円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	1名
事業運営組織	<p>西目屋村農業集落排水事業は、建設課水道係にて業務を執行しております。建設課職員は5名、そのうち水道係職員は1名で最少人数での運営となっている。</p> <pre> graph LR A[村長] --- B[建設課] B --- C[建設係] B --- D[水道係] B --- E[林政係] style D stroke:#f00,stroke-width:2px </pre>

(2) 民間活力の活用等

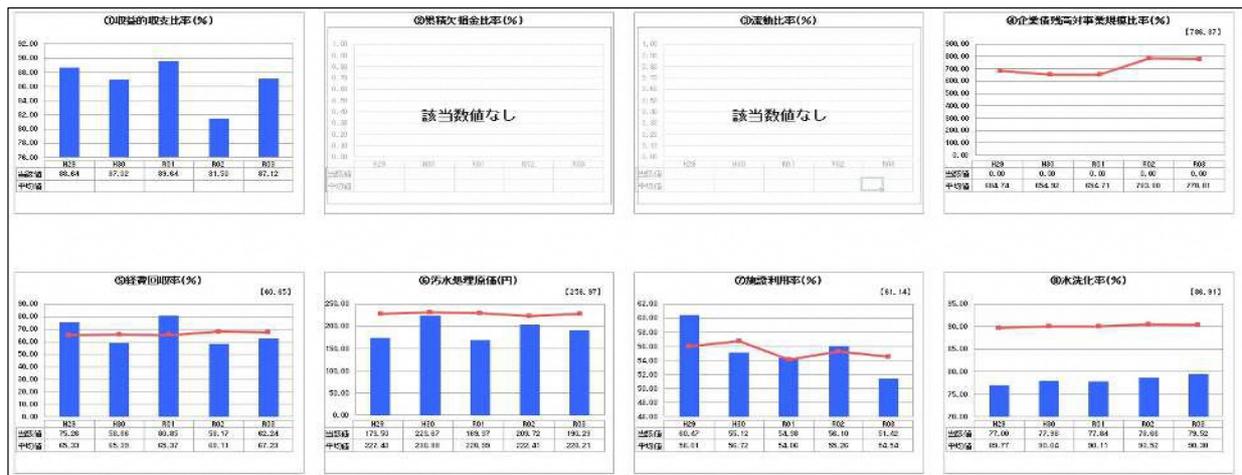
民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	・管渠施設 調査・修繕・清掃業務を仕様発注により業務委託している。 ・処理場 運転管理業務等を仕様発注により業務委託している。
	イ 指定管理者制度	未活用
	ウ PPP・PFI	未活用
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	利用していない
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	利用していない

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

経営の効率性・健全性を示す指標分析



- ①収益的収支比率
100%を割り込み、80%台で推移している。総収益で総費用を賄えていないため、改善が必要な状況である。
- ⑤経費回収率
100%を大きく割り込み、50~60%台で推移している。使用料で回収すべき経費を回収できておらず、改善が必要な状況である。
- ⑥汚水処理原価
年度によって変動が大きいものの、概ね200円/m前後で推移しており平均を下回っている水準に抑えられている。
- ⑦施設利用率
既に平均を下回る水準で、更に減少傾向にあるため設備が過剰になっている状況にある。
- ⑧水洗化率
平均を下回っているものの、微増傾向にあり、引き続き水洗化向上への施策を行っていく。

老朽化の状況を示す指標分析



本村の老朽化を示す指標は本年度時点で法非適用のため、該当する数値が抽出できないものの、本年度実施している法適用に向けた資産整理結果を踏まえ、適切に老朽化の状況を把握し、更新に向けた優先順位を付けた計画の策定を実施していく。

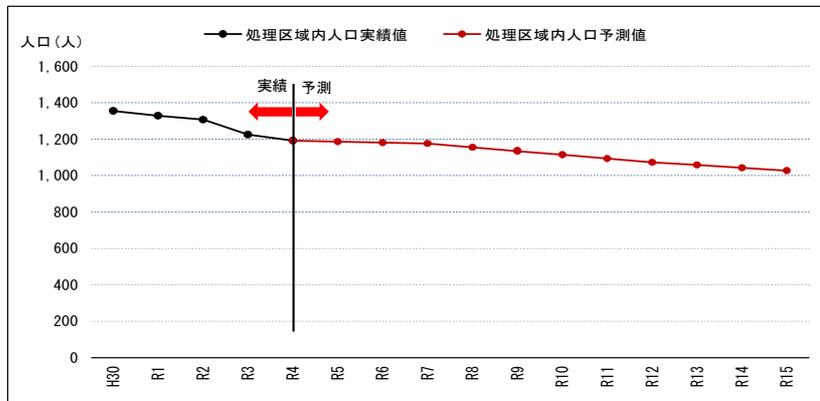
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口・水洗化人口の予測

■処理区域内人口予測

第2期西目屋村人口ビジョンの人口予測を基に、村の行政区域内人口に対して処理区域内人口・水洗化人口を設定し、将来推計を行った。平成27年度以降行政区域内人口に対する人口普及率は100%となっており、処理区域内人口は行政区域内人口と一致する推計とする。

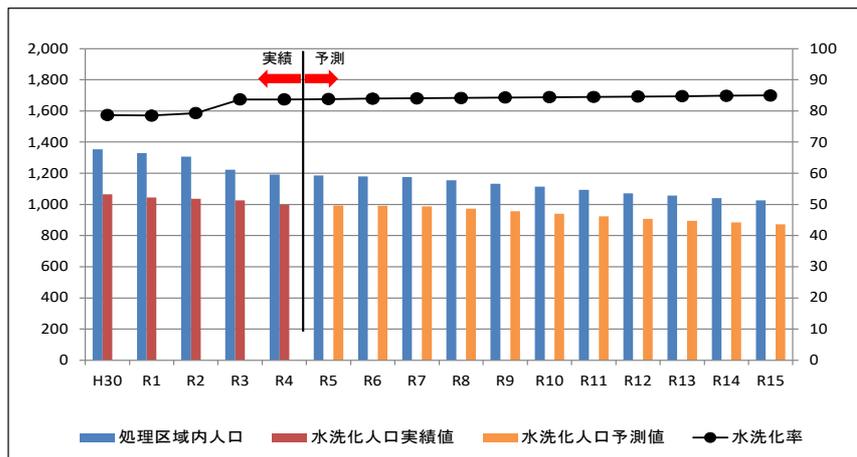
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
処理区域内人口	1,354	1,328	1,306	1,224	1,191	1,186	1,180	1,175	1,154	1,134	1,113	1,093	1,072	1,057	1,042	1,026



■水洗化人口予測

水洗化率の過去10年実績では増加傾向を示しており、R4年度実績では83.7%である。今後も水洗化促進対策を実施していくことで微増傾向は続くものと判断し、本計画では将来水洗化人口普及率を目標年度のR15年度を85%と設定し、将来水洗化人口を推計する。

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
水洗化人口	1,066	1,043	1,036	1,025	997	994	991	988	972	956	940	924	907	896	884	872

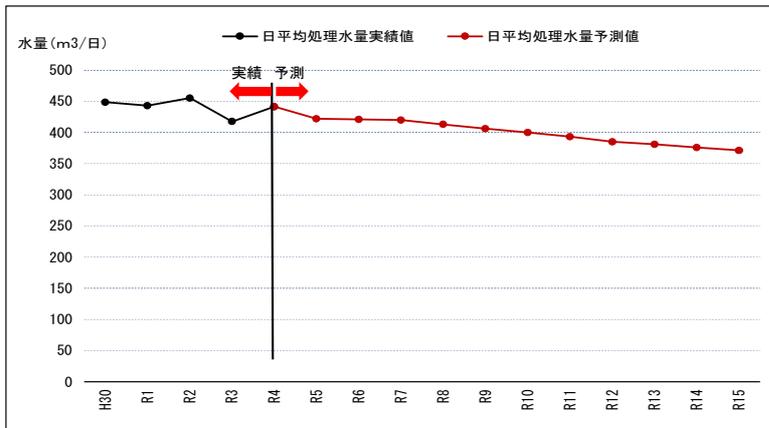


(2) 処理水量・有収水量の予測

■処理水量予測

水洗化人口予測を基に処理水量・有収水量を推計する。

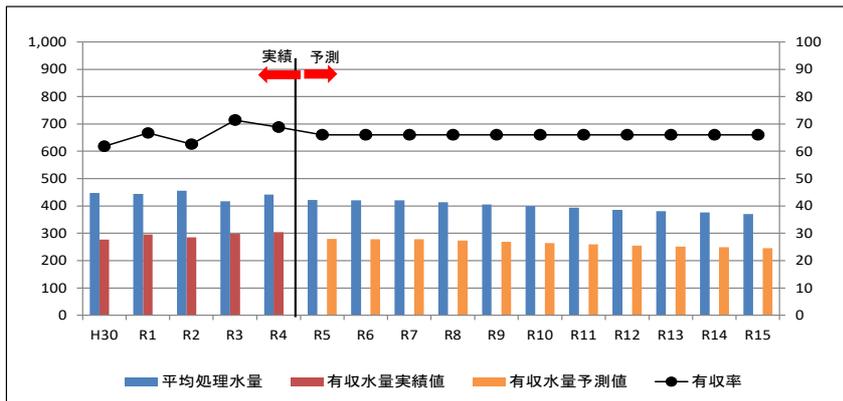
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
日平均処理水量	448	443	455	418	441	422	421	420	413	406	400	393	385	381	376	371



■有収水量予測

有収水量は、処理水量予測に有収率を乗じて算出する。有収率は過去5か年実績推移の61.8%~71.4%であり、本計画では実績平均の66.0%を有収率として設定し水量を推計する。

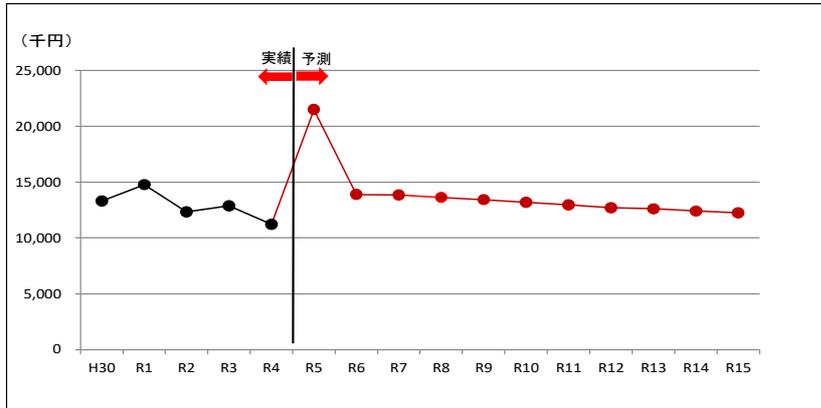
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
有収率	61.8	66.7	62.6	71.4	68.8	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0	66.0
有収水量	277	296	285	298	304	279	278	277	273	268	264	259	254	252	248	245
平均処理水量	448	443	455	418	441	422	421	420	413	406	400	393	385	381	376	371



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、有収水量予測に使用料単価を乗じて算出する。使用料単価はコロナ対策減免の影響を受けない令和元年度実績値を使用した。

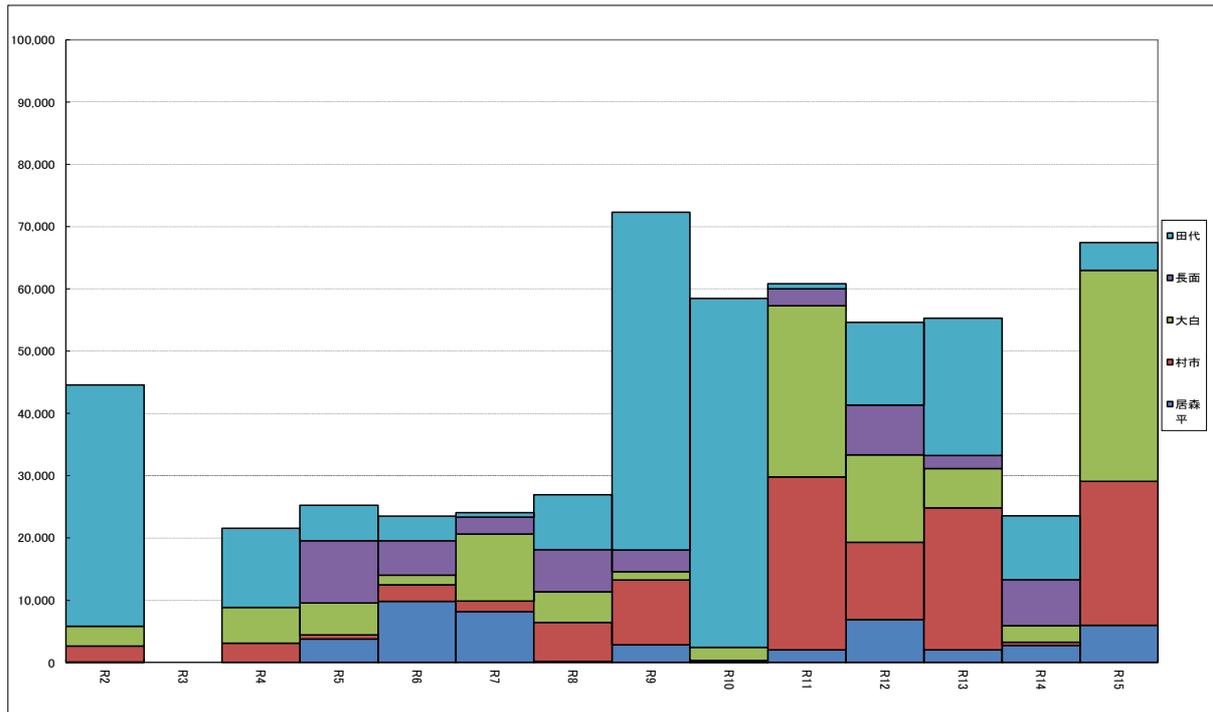
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
使用料収入	13,305	14,777	12,324	12,879	11,228	21,499	13,889	13,854	13,624	13,431	13,194	12,964	12,699	12,604	12,404	12,240



(4) 施設の見通し

計画期間内の投資計画は、令和2年度に策定した「西目屋村農業集落排水施設最適整備構想」にて計画した事業費を用いる。令和6年度から令和15年度の期間の投資額合計は4.67億円となる。

	年次計画及び年割り額 (千円)														
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	
合計	44,557		21,591	25,236	23,496	24,091	26,954	72,324	58,450	60,804	54,618	55,314	23,550	67,418	



(5) 組織の見通し

現在本村簡易水道農業集落排水事業は水道係1名で事業を運営しているため、これ以上の人員削減は難しい。担当者不在時や異動時等、建設課全体で組織として対応ができるようマニュアルの整備等を進める。

3. 経営の基本方針

西目屋村農業集落排水事業の経営における基本方針は、前回経営戦略策定時に準拠した西目屋村新総合計画を引き続き踏襲する。

■施策1 農業集落排水施設の適正な維持管理

- ・処理施設の適正な運転と管理を実施する。
- ・下水道管の事故防止のため、計画的な調査と維持管理を実施する。
- ・自然災害等の緊急時対応のため、下水道危機管理体制を整備する。

■施策2 農業集落排水事業の経営の安定

- ・農業集落排水事業を持続的かつ安定的に経営していくため、収入・支出の両面から経営健全化に取り組んでいく。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	計画期間内の投資計画は、令和2年度に策定した「西目屋村農業集落排水施設最適整備構想」にて計画した事業費を用いる。令和6年度から令和15年度の期間の投資額合計は4.67億円となる。
-----	---

令和2年度に策定した「西目屋村農業集落排水施設最適整備構想」の中で、施設機能診断を実施し劣化予測を行い、対策の適否、対策工法と実施時期の組み合わせを検討した。これにより導き出された機能保全コストを地区ごとに示し、最適整備構想を策定しており、本計画もその計画を踏襲する。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	現状は下水道使用料で汚水処理に関わる経常的な費用を回収できていないため、不足している額は一般会計からの繰入金で充当している。 今後は、令和6年度の法適用によって明らかになる本村農業集落排水事業の経営の実態を踏まえ、資産維持費を見込んだ上で、本村農業集落排水事業として必要な使用料目標を設定し、適切な使用料水準とすることで経費回収率の向上を目指す。
-----	--

建設改良費の財源について

- ・建設改良費の財源は50%を国庫補助金で見込み、50%に企業債を充当する。

使用料について

- ・本経営戦略における使用料体系は現行の料金制度を継続するものとしているが、令和6年度の法適用後、経営の実態を踏まえ見直しを行うものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・職員給与費について

職員の増員は検討していないものの、賃金上昇を考慮し、賃金上昇率(直近5年間の上昇率平均100.32%)を乗じている。

・委託料、修繕費、動力費等について

平生30年度～令和4年までの5年間の実績値の平均に、物価上昇率(直近5年間の上昇率平均101.32%)を乗じている。

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	前述の通り、短期的・中期的・長期的取組として検討を進めているところである。 本村は集落が点在し単独では事業効率を上げにくい地域特性があるため、前向きに検討を進める。 ■短期的取組(5年程度) ・遠方監視システムの導入・拡大(ICT化) ・管路台帳システム整備・保守の共同発注 ・設備台帳システム整備・保守の共同発注 ■中期的取組(10年程度) ・農業集落排水処理場維持管理業務委託の共同発注 ・MP維持管理の業務委託の共同発注 ・水質検査の業務委託の共同発注 ■長期的取組(20年程度) ・処理施設統廃合 西目屋村:田代地区の処理場を廃止し、弘前市:東目屋地区に統合する。
投資の平準化に関する事項	西目屋村農業集落排水施設最適整備構想を基にしながら、法適用後の公営企業会計を用い、適切な資金残高の水準を検討した上で、許容できる投資額を改めて定め、投資の平準化を行う。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	水道系の職員が1名で人員が限られているため、同一課内での業務引継ぎに加え、適切に民間等外部の業者を利用することで業務の属人化を抑制し、効率的な事業運営に取り組む。
その他の取組	—

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状経費回収率が100%を割っており、汚水処理経費を回収できていないので、法適用により中長期的な事業の見直しを立てられるようになるため、資産維持費を見込んだ上で、本村農業集落排水事業として必要な使用料金目標を設定し、適切な料金水準とすることで経費回収率の向上を目指す。
資産活用による収入増加の取組について	現状特に検討していない。
その他の取組	現状特に検討していない。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	水道系の職員が1名で人員が限られているため、特に専門的な知見が必要な農業集落排水施設最適整備構想(R2)や、法適用移行業務(R4~R5)、経営戦略策定業務(R5)などを民間に委託し、事業の最適な在り方の検討を進めている。
職員給与費に関する事項	現状、農業集落排水事業の担当者が、簡易水道事業の担当との兼務であるため、職員給与費は簡易水道事業の特別会計から支給することとしている。他方、実態と乖離している部分があるため法適用後の計上方針については検討を進める。
動力費に関する事項	今後計画している施設の更新時に省電力設備の導入の検討を行っていく。
薬品費に関する事項	効率的な維持管理による薬品費の軽減を図っていく。
修繕費に関する事項	農業集落排水施設最適整備構想に基づき、リスクを最小化したうえで修繕費の適正化を図っていく。
委託費に関する事項	広域化・共同化の取り組みの中で検討している複数業務の共同発注を進め、委託費の最小化を検討する。
その他の取組	上記以外の今後の経費削減等に関する取組について、今のところ予定はないが、国の動向や他都市の状況を注視し、必要に応じて検討を進めていく。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	令和6年度の法適用後に、公営企業会計を基にした財政計画を改めて策定し、事業の持続可能性を確実なものとする。 財政計画の策定は、遅くとも令和10年度までに行う。
---------------------	--

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度		本年度 (予算)	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
区 分												
収益的収入	1 総 収 益 (A)	52,759	45,797	44,063	42,951	38,246	38,514	36,589	33,310	28,755	26,532	26,964
	(1) 営 業 収 益 (B)	21,499	13,889	13,854	13,624	13,431	13,194	12,964	12,699	12,604	12,404	12,240
	ア 料 金 収 入	21,499	13,889	13,854	13,624	13,431	13,194	12,964	12,699	12,604	12,404	12,240
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	31,260	31,908	30,209	29,327	24,815	25,320	23,625	20,611	16,151	14,128	14,724
	ア 他 会 計 繰 入 金	31,260	31,908	30,209	29,327	24,815	25,320	23,625	20,611	16,151	14,128	14,724
	イ そ の 他											
	2 総 費 用 (D)	31,181	24,521	24,347	24,283	24,303	24,753	25,119	25,538	25,985	26,532	26,964
	(1) 営 業 費 用	27,508	21,231	21,512	21,796	22,083	22,375	22,670	22,969	23,273	23,580	23,891
ア 職 員 給 与 費												
ウ ち 退 職 手 当												
イ そ の 他	27,508	21,231	21,512	21,796	22,083	22,375	22,670	22,969	23,273	23,580	23,891	
(2) 営 業 外 費 用	3,673	3,290	2,835	2,487	2,220	2,378	2,449	2,569	2,712	2,952	3,073	
ア 支 払 利 息	3,673	3,290	2,835	2,487	2,220	2,378	2,449	2,569	2,712	2,952	3,073	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
イ そ の 他												
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	21,578	21,276	19,716	18,668	13,943	13,761	11,470	7,772	2,770			
資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)	23,989	31,485	32,081	34,943	80,315	66,441	68,793	62,607	63,305	28,030	71,351
	(1) 地 方 債 償 還 金	16,000	11,748	12,046	13,477	36,163	29,226	30,402	27,309	27,658	11,775	33,709
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金											
	(2) 他 会 計 補 助 金	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	4,480	3,933
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		11,748	12,046	13,477	36,163	29,226	30,402	27,309	27,658	11,775	33,709
	(6) 工 事 負 担 金											
	(7) そ の 他											
	2 資 本 的 支 出 (G)	45,119	52,761	51,797	53,611	94,258	80,202	80,263	70,379	66,075	28,030	71,351
(1) 建 設 改 良 費	16,000	23,496	24,091	26,954	72,324	58,450	60,804	54,618	55,314	23,550	67,418	
ウ ち 職 員 給 与 費												
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	29,119	29,265	27,706	26,657	21,934	21,752	19,459	15,761	10,761	4,480	3,933	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 21,130	△ 21,276	△ 19,716	△ 18,668	△ 13,943	△ 13,761	△ 11,470	△ 7,772	△ 2,770			
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	448											
積 立 金 (K)												
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)												
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	448											
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	21,499	13,889	13,854	13,624	13,431	13,194	12,964	12,699	12,604	12,404	12,240	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)												
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)												
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	203,806	157,450	171,679	179,153	190,096	201,643	218,540	225,835	255,611	250,640	244,919	

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		本年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
区 分												
収益的収支分	うち基準内繰入金	31,260	31,908	30,209	29,327	24,815	25,320	23,625	20,611	16,151	14,128	14,724
	うち基準外繰入金	31,260	31,908	30,209	29,327	24,815	25,320	23,625	20,611	16,151	14,128	14,724
資本的収支分	うち基準内繰入金	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	4,480	3,933
	うち基準外繰入金	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	7,989	4,480	3,933
合 計		39,249	39,897	38,198	37,316	32,804	33,309	31,614	28,600	24,140	18,608	18,657